

米国における新 BIS 規制の適用を巡る論議について

バーゼル銀行監督委員会が新 BIS 規制に向けた第三次市中協議文書を発表した。米国でも新 BIS 規制の適用に向けた検討段階に入っているが、新 BIS 規制適用に異論を唱える動きも見られている。本稿では、米国における新 BIS 規制の適用を巡る論議を紹介する。

1. 公表された第三次市中協議文書

バーゼル銀行監督委員会は、2003 年 4 月 29 日、国際的に活躍する銀行の自己資本比率に関する統一基準である BIS 規制を改訂する新たな合意（新 BIS 規制）に関する第三次市中協議文書（CP3 : Third Consultative Paper）を発表した。CP3 の公表により、1998 年以降 5 年の歳月をかけた現行 BIS 規制改訂作業はいよいよ最終段階に入ったことになる。

そもそも、現行 BIS 規制の見直しの背景には、銀行の抱えるリスクが複雑化し、銀行のリスク管理手法が高度化しているなかでは、よりリスク感応度の高い規制が必要であるという問題意識がある。

そのため、バーゼル銀行監督委員会が 1999 年 6 月に公表した第一次市中協議案（CP1）では、「標準的手法」についてリスク・ウェイトの精緻化が示されたほか、オペレーショナル・リスクの計測を義務付けることなど、よりリスク感応的な規制を目指した規制枠組¹が示された（図表 1）。だが、民間金融機関は、CP1 が示したリスク・ウェイト区分ではいかにも粗く恣意性が高いこと、オペレーショナル・リスクの計量化は困難であること、CP1 は概念提起に留まり不明な点が多いなどと批判した。

そこで、2001 年 1 月に公表された第二次市中協議案（CP2）²では、厚さ 500 頁にも及ぶ複雑・詳細な提案が行われた。ポイントは二つあった。まず、CP1 で提案されたのリスク・ウェイトがさらに細分化されたほか、計測方法について「内部格付手法」（基礎的手法と先進的手法）が導入され選択制とした。また、オペレーショナル・リスクについては、

¹ いわゆる「3つの柱」が示された。詳細は、飯村慎一「BIS 自己資本比率規制見直しの動きについて」『資本市場クォーターリー』1999 年夏号参照。

² 漆畑春彦「BIS 規制改正案・第 2 次市中協議案の概要について」『資本市場クォーターリー』2001 年春号参照。

図表1 第一次～第三次市中協議文書（影響度調査も含む）の主要改訂ポイント

	CP1(1999年6月発表)	CP2(2001年1月発表)	CP3(2003年4月発表)
第1の柱:最低自己資本比率規制			
●信用リスクに対する標準的手法および先進的内部格付手法(Advanced IRB)	<p>バーゼル委員会はCP1で信用リスクに対する最低所要自己資本の算出にあたり銀行が内部管理のために用いている格付を利用して信用リスクを評価する内部格付手法(IRBアプローチ)を提案した。委員会は、銀行の内部格付に基づいた規制上の自己資本のアプローチを、今後作成される協議文書において、この提案についてのより詳細な分析を提示する予定であるとした。</p>	<p>CP2は、銀行が「標準的手法」と「内部格付手法(IRB)」のうちから選択できることを認めた。前者は、格付会社などを利用してリスクウェイトを細分化し借手の信用リスクを評価する方法、後者のIRBでは、企業向け・ソブリン向け・銀行向けと信について「基礎的」IRBと「先進的」IRBの選択を認めた。基礎的IRBでは、銀行はデフォルト確率を自ら推計するがそれ以外の入力情報は当局が指定する計数を用いる。先進的IRBは資本配賦のために十分に進んだ仕組みを有する銀行に適用され、デフォルト確率以外の入力情報についても自ら推定する。</p>	<p>3回にわたる影響度調査(QIS)を経てIRBアプローチの技術的調整を行った。CP3は、標準的手法について①住宅ローンのリスクウェイトを40%から35%へ引き下げる、②企業向けと信のリスク評価にあたり、格付会社の格付を利用しないことを認める、③90日以上延滞債権のリスクウェイトは一律150%とされていたが、十分な引当がなされているものについては、リスクウェイトを100%乃至50%まで引き下げる、とした。</p>
●エクスポージャー種類:			
1.ホールセール向けと信(事業法人向け・ソブリン向け・銀行向け)	記述なし	<p>ホールセール向けと信を事業法人向け、ソブリン向け、銀行向けと信と定義。銀行は個々の事業法人向けと信のリスクを評価することが求められる。リスクアセット計算に際しては、PD(デフォルト確率)、LGD(デフォルト時損失率)、EAD(デフォルト時エクスポージャー)、M(マチュリティ)の定量情報に基づくものとした。</p>	<p>CP3は4つの定量的入力情報を入力するホールセール向けのIRBリスクウェイト関数を示した。基礎的IRBと先進的IRBの違い、すなわち先進的IRBではPD、LGD、EAD、Mの自己推計されるべきことが強調されている。</p>
2.リテール向けと信	記述なし	<p>リテール向けと信は一つの貸出種類と考える。</p>	<p>リテール貸出を3つの分野に細分化して考える。すなわち、住宅ローン・リボルビングローン・その他リテール貸出である。3つのエクスポージャーはそのリスク特性を考慮してリスクウェイトを持つこととした。</p>
3.スペシャライズド・レンディング	記述なし	<p>プロジェクト・ファイナンスを定義。ただし、IRBリスクウェイト式は特定されず。</p>	<p>貸出種類として、プロジェクト・オブジェクト・コモディティに分類。商業用不動産貸出の取扱にも言及。特定のリスクウェイトを設定。</p>
4.株式エクスポージャー	記述なし	<p>銀行による証券会社あるいは保険会社の株式所有のあり方を定義。</p>	<p>株式エクスポージャーの取り扱いを柔軟化。第一は、事業法人向けと信としてIRBで取り扱う。第二は、価格変動リスクを考慮する方式で、いずれかの選択を認める。</p>
5.買い取った売掛債権	記述なし	記述なし	<p>購入した売掛債権プールに対して資本配賦を行う。</p>
●信用リスク削減策(担保・保証・クレジットデリバティブ等)	信用リスク削減策に対するIRBの取扱いについて特別になし。	<p>CP2では、担保・保証・クレジットデリバティブ・ネットティング・証券化の取扱いに関し、リスクをより性格に反映する手法が、標準的手法とIRBの両方について取り入れられている。</p>	<p>PDとLGDの計測にあたっては保証やクレジットデリバティブを考慮。クレジットデリバティブによるヘッジ効果について要件を緩和。</p>
●証券化	証券化に対するIRBの取扱いについて特別になし。		<p>CP3は詳細に証券化に関する取り決めを提案。銀行は証券化資産に対する外部格付あるいは資産プールに対するIRBの要件を設定。</p>
●オペレーショナル・リスクに対する先進的計測手法(AMA)	<p>主としてオペレーショナル・リスクに対しても明示的な自己資本の賦課方法を開発することを提案し、これを実務上どのように行えるかについて検討している。</p>	<p>以下の複数の選択肢を提示、①基礎的指標手法(銀行の全業務のオペレーショナル・リスクを単一の指標で計測)、②標準的手法(業務ライン毎に別々の指標を用いる)、③内部計測手法(銀行は内部の損失データを用いて所要自己資本額を推計する)、④将来の課題として損失分布手法。オペレーショナル・リスクは所要自己資本総額の20%を占めるであろうとした。</p>	<p>QIS3からの改訂ポイントは以下。①先進的計測手法(AMA)の導入、②標準的手法における適格基準の明示、③ビジネスラインへの割り振りにおける操縦ガイダンスの追加、④信用リスクとオペレーショナル・リスクとの「繰上」に関する取扱い、⑤保険の適格基準、⑥部分適用のルールの設定。</p>
第2の柱:監督上の検証	<p>監督上の検証に関する4原則を提示。①銀行は自己資本充実度を評価するプロセスを持つべきである、②監督当局は、銀行が自らモニター・検証する能力があるか評価する、③監督当局は銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきである、④監督当局は最低水準以下に所要自己資本が低下することを防止するために介入すべきである。</p>	<p>CP2ではCP1が提示した4原則をさらに強調。金利リスクに関する監督上の期待にも触れた。</p>	<p>CP2からの主要な改訂ポイントは以下。「C.監督上の検証過程で解決すべき個別事項」の章を設置し以下の項目につき、より具体的なガイダンスを記載。①銀行勘定の金利リスク(CP2からの変更なし)、②オペレーショナル・リスク(第一の柱による算出所要自己資本の妥当性につき監督当局が検討)、③信用リスク(内部格付手法におけるストレステスト、デフォルトの定義、信用リスクにおける残存リスク、集中リスク、証券化)</p>
第3の柱:市場規律	<p>銀行の資本構造、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度などの情報開示</p>	<p>より発展させた情報開示の枠組みを提示。エクスポージャーに応じた質・量の両面での枠組みを重視。</p>	<p>市場規律の構成要素を明確・単純化させる。特に内部格付手法や証券化に関連する部分について開示要求を大幅に削減。信用リスクの内部格付手法についてはリスク評価、検証に関する項目の簡素化、証券化については定量的な開示項目を整理、削減した。情報開示の枠組みを会計基準と整合的であるようにすることが目指される。</p>

(出所) 各市中協議案文書等より野村総合研究所アメリカ作成

所要自己資本の 20%を資本配賦すべきであると提案された。だが、民間金融機関は、個人向け融資や中小企業向け融資の特性を考慮した取扱いが必要だと批判し、オペレーショナル・リスクに関する 20%の資本配賦は厳し過ぎると変更を求めた。

こうした要望を受けて、バーゼル銀行監督委員会は、2002 年 7 月、中小企業向け与信の特性を考慮する取扱いやオペレーショナル・リスクに「先進的計測手法」を導入するなど一連の問題点について見直しを進める点で合意するとともに、CP2 では骨子しか示されなかった項目³について引き続き検討を行うとした。

CP3 は、これら一連の見直しを経て公表されたもので、中小企業向け・個人向け貸出のリスク・ウェイトの引き下げが行われるなど CP2 に比べ民間銀行に配慮した提案となった。

今後、2003 年 7 月末までのパブリック・コメント期間を経て、年末には最終草案が提出され、順調に審議が進めば、2006 年末以降、各国での適用に向かうことになる。

2. 米国における新 BIS 規制の適用の方向性

1) 適用のスケジュール

米国における新 BIS 規制の適用スケジュールは以下のようになっている（図表 2）。米国内への適用規則案については、既に 2003 年 7 月 11 日に FRB・OCC・FDIC・OTS 連名で「規則策定予告書（ANPR：Advance Notice of Proposed Rule）」が発表され、最終的な適用規則の決定に向けて公表後 90 日のパブリック・コメント期間に入っている。順調に審議が進めば、2004 年半ばまでに正式に「監督上のガイダンス」が発表され、2007 年 1 月 1 日より適用となる予定である。

図表 2 米国における新 BIS 規制の適用スケジュール

2003 年 5 月～7 月末	・第三次市中協議文書へのパブリック・コメント募集
2003 年 7 月	・7 月 11 日、米国における新 BIS 規制の適用規則を定める「規則策定予告書」（ANPR）を公表。併せて、先進的内部格付手法とオペレーショナル・リスクに関する「監督上のガイダンス」草案の公表。ANPR については公表後 90 日のパブリック・コメント期間が設けられる。
2003 年末	・新 BIS 規制最終提案の公表（バーゼル銀行監督委員会による）。
2004 年 2Q～3Q	・米国における適用規則の最終提示。
2004 年半ば	・「監督上のガイダンス」の最終提示。
2007 年 1 月 1 日	・新 BIS 規制を適用。

（出所）FRB 資料より野村総合研究所アメリカ作成

2) 適用方針の概要

³ 淵田康之「BIS 規制の見直し—銀行の株式保有の扱いについて」『資本市場クォーターリー』2001 年春号、小橋亜由美「金融機関のオペレーショナル・リスクに対する国際的な規制監督の動向について」『資本市場クォーターリー』2002 年秋号、飯村慎一「新 BIS 規制における証券化等の取扱いについて」『資本市場クォーターリー』2002 年冬号参照。

金融規制当局が公表した ANPR には、国内適用規則として以下の方針が示されている⁴。

第一に、新 BIS 規制の適用対象行を、①資産規模 2,500 億ドル以上あるいはオン・バランスシートに 100 億ドル以上の海外向け債権を有する国際的に活動する銀行（Core banks）とし、②Core banks ではない銀行でも各行が望むならば新 BIS 規制の適用対象とする（Opt-in banks）、③Core banks、Opt-in banks 以外の銀行（General banks）に関しては、現行 BIS 規制のままでも問題はないと考えられるため現行基準とするとした。

第二に、新 BIS 規制の適用を受ける銀行は、信用リスクについては「先進的内部格付手法」をオペレーショナル・リスクについては「先進的計測手法」を採用することとした。なお、両手法の採用にあたっては、適用対象行は詳細な適用プランを策定し金融監督当局の了解を得る必要があるとしている。

第三に、非適用対象行は、基本的には現行 BIS 規制に服するが、各行が望めば信用リスクについては「先進的内部格付手法」をオペレーショナル・リスクについては「先進的計測手法」を選択することができるとした。また、信用リスク削減手法についての外部格付のあり方や不良債権に対するより高いリスク・ウェイトの設定など将来的には基準の変更も考慮していく可能性も示唆した。

その他、外国銀行の米国内支店への取扱いについては、米国の金融監督当局と母国の金融監督当局との間の合意に基づいて適用すること、移行措置として、適用対象行は先進的内部格付手法と先進的計測手法への移行年までは現行 BIS 規制と両手法の両方で所要自己資本額を計算することなどの方針を示した。

3. 米国における新 BIS 規制の適用を巡る論議

新 BIS 規制の米国における適用方針が示される段階に入っているにもかかわらず、その適用を巡って特に米国議会から異論が出されている。

1) 適用を巡る論議のポイント

2003 年 2 月に開催された下院金融サービス委員会公聴会では、新 BIS 規制の適用のあり方を巡り、特に金融規制当局の間に足並みの乱れが生じていることが明らかとなった。この公聴会は、新 BIS 規制の複雑さやその適用のあり方について金融規制当局や民間銀行の意見を聞くために開催されたものである。以下に論議のポイントを整理する。

(1) 新 BIS 規制の複雑さ

⁴ 適用規則の概要については既に 2003 年 5 月に金融規制当局より“U.S. Implementation of Basel II”として示されており、ANPR に記載された概要に大きな変更は見られていない。

第一に、議会からは、新 BIS 規制が複雑すぎ、コスト負担が大きく、柔軟性に欠けるのではないかという指摘がなされた。この指摘に対して、ファーガソン FRB 副議長は、新 BIS 規制は確かに現行 BIS 規制より複雑な構成となっているが、それは、現行 BIS 規制がどの規模の銀行にも一様な規制（one-size-fits-all）となっているのに対し、新 BIS 規制はリスク感応的な提案になっているからであるとした。リスク感応的な規制に改訂するというのが新 BIS 規制の目的である以上、現行 BIS 規制に比べてより包括的かつ複雑なものとならざるをえないとした。

しかし、民間銀行からは異論が発せられた。例えば、クレディ・スイス・ファースト・ボストンは、新 BIS 規制の適用にあたってリスク管理の高度化のために 1 億ドルの初期投資が必要であるとしたほか、証券化⁵に関する規定が複雑で、解釈の難しさから所要自己資本の算出が容易でないと指摘した。

また、ホーク OCC 長官も新 BIS 規制は複雑にすぎると指摘し、その適用は民間銀行にとっても検査を担当する OCC にとってもコスト負担を伴うものであると証言した。

（2）オペレーショナル・リスク

第二に、新 BIS 規制がオペレーショナル・リスクを「第一の柱」で考慮することは厳しすぎるのではないのかという指摘が見られた。例えば、メロン・ファイナンシャルは、オペレーショナル・リスクを信用リスクと同様に「第一の柱」の下で計測しリスク・アセットに算入する取扱いが厳しすぎ、その取扱いはむしろ「第二の柱：監督上の検証」のなかで、つまりあくまでケース・バイ・ケースで金融規制当局によるレビューのなかで捉えていくべきであると指摘した。そもそも計量化の難しいとされるオペレーショナル・リスクは「第二の柱」として金融監督当局による検証に委ねるべきではないのかという議論は CPI 策定当初よりあったものである。

しかし、ファーガソン FRB 副議長は、バーゼル銀行監督委員会の「オペレーショナル・リスクの測定手法は急速な発展の最中にあるものの、・・・同リスクを定量化することは難しいと思われる。このため、最低所要自己資本にオペレーショナル・リスクの計測を織り込むことは、明らかに困難な問題となる。しかし、当委員会は、オペレーショナル・リスクに対する十分な自己資本のバッファーを備えていることを確保するため、同リスクを所要自己資本（第一の柱）に織り込むことは不可欠であると考える。」⁶という考え方を支持した。

一方、ホーク OCC 長官はオペレーショナル・リスクは「第二の柱」すなわち金融監督当局による検証のなかで捉えていくべきではないかと異論を唱えた。

（3）新 BIS 規制が景気循環へ与える影響

⁵ 脚注 3 の飯村（2002）を参照。

⁶ バーゼル銀行監督委員会「影響度調査のための概説ペーパー」（2002 年 10 月、日本銀行仮訳）

第三に、新 BIS 規制を導入すれば経済変動を助長しマクロ経済上好ましくない影響を与えるのではないかという指摘が見られた。すなわち、新 BIS 規制の下では、銀行は景気拡大期により多くの貸出を行い、景気後退期にはより貸出を絞ることになる結果、景気循環の振幅をより拡大させてしまうという Pro-cyclical な要素を持っているのではないかという懸念である。

もちろん、銀行業はもともと景気循環の影響を受けやすいビジネスであることは確かであるが、新 BIS 規制が景気循環の振幅をより拡大させるものなのかどうか明確に解明されているわけではない。Allen and Saunders(2002)や Furfine and Lowe(2001)は、新 BIS 規制が景気循環へ与える影響は大きいと指摘するが、Carpenter, Whitesell and Zakrajsek(2001)はその影響は小さいと論じている⁷。

(4) 限定適用が生み出す大銀行と中小銀行との競争上の不平等

第四に、この公聴会の時点で、ファーガソン FRB 副議長が新 BIS 規制の適用対象行は上位 10 行に限られるであろうと証言したことを受けて、議会は、新 BIS 規制の適用がなぜ上位 10 行に限られるのかその理由を明らかにするよう求めた。そもそも新 BIS 規制は資産規模の大小にかかわらず全銀行に適用できるように提案されているからである。

ファーガソン FRB 副議長は、限定適用の理由として、①ほとんどの米銀は複雑なリスク管理技術を必要とするほど複雑な業務を行っていないこと、②米銀全体の 93%以上の銀行の自己資本比率は 10%以上となっており、その資本力に問題はないと考えられること、③米国には効率的で堅固な「第二の柱」すなわち金融監督当局による検証機能が備わっているうえ、「第三の柱」に相当する情報開示制度が十分に整備されていることをあげた。そのうえで、こうした環境のなかで新 BIS 規制を網羅的に適用しても追加的なメリットは少ないと判断したからであったとした。

中小銀行の意向を代弁する米国独立コミュニティ・バンカーズ協会 (ICBA) は、多くのコミュニティバンクにとって新 BIS 規制を導入する場合のコスト負担は重く、多くのコミュニティバンクにとっては新 BIS 規制は必要ないとし、FRB の限定適用方針を支持した。

だが、ホーク OCC 長官やパウウェル FDIC 総裁は、米国における新 BIS 規制の限定適用は大手銀行と中堅中小銀行との間に競争上の不平等を生じさせる可能性があり、その点については十分に考慮しなければならないと主張した。また、ある中堅銀行は、新 BIS 規制の適用を受ける大手銀行は、結果的に、現在よりも少ない所要自己資本額の設定ですむ可能性が高くなる一方で、中堅中小銀行は新 BIS 規制の適用を受けていないというだけで市場から先進的な銀行ではないというレッテルを貼られかねないとの危惧を表明した。

⁷ Allen and Saunders(2002), "A Survey of Cyclical Effects in Credit Risk Measurement Models"(Stern School of Business, NYU)、Borio, Furfine and Lowe(2001), "Pro-cyclicality of the Financial System and Financial Stability ; Issues and Policy Options"(BIS Working Papers,no.1)、Carpenter , Whitesell and Zakrajsek(2001), "Capital Requirements Business Loans and Business Cycles : An Empirical Analysis of the Standardized Approach in the New Basel Accord"(FRB)

このように、2月の公聴会時点では、FRB が示した新 BIS 規制の米国への適用方針について必ずしも金融規制当局間の意見の一致をみているものではなかったことが明らかにされたわけである。

2) 米国議会の対応

金融規制当局間に足並みの乱れが明らかとなったため、下院金融サービス委員会は新 BIS 規制の米国への適用を急ぐことに対して懸念を抱くこととなった。

そこで、下院金融サービス委員会のオクスレー委員長（共和党）らは、2003年5月、新 BIS 規制の最終合意にあたって、連邦議会の同意を求めることを義務づける法案（HR2043）を提出した。法案は、①財務省・FRB・FDIC・OCC の4つの規制当局で構成される財務省直属の「米国金融政策委員会」を設置し、②バーゼル銀行監督委員会に対し米国としての統一見解を形成していくべきであるとし、③もし4当局が合意できないときには財務省が判断を下すとしたほか、④新 BIS 規制合意の前に、大手銀行と中小銀行への影響の差や他の金融機関への影響などを分析するとともに米国の立場を説明する報告書を連邦議会に提出するよう義務付けるというものであった。

つまり、米国議会は、これまで FRB を中心としてきた新 BIS 規制の合意プロセスに米国議会の考え方を反映させるべきであるとして、いわば楔を打ち込んだわけである。

これに対し、2003年6月、やはり下院金融サービス委員会で開催された公聴会で、金融規制当局のトップたちは金融規制当局間に足並みの乱れは生じていないと弁明し、提出されている法案が可決してしまえば、財務省の権限が強くなり銀行監督当局の独立性が失われるとして反対の旨を述べた。だが、必ずしも議員らの金融規制当局への不信は払拭されていないとされ、同様な法案が上院でも検討される予定であるとされる。

2003年7月に金融規制当局が提示した ANPR はこうした論議が続いているなかで公表されたものであった。

3) 測りきれない新 BIS 規制の適用の影響度

新 BIS 規制の適用を検討する段階に来てはなお、前述のような異論・反論が見られている背景には、そもそも新 BIS 規制の適用が金融システムや米銀経営にどのような影響を及ぼすのかが明確に測りきれないという実情があるだろう。

たしかに、バーゼル銀行監督委員会は3回にわたって新 BIS 規制の適用に伴う影響を調査し「定量的影響度調査」(QIS)として公表してきた。第三回定量的影響度調査(QIS3)インパクト・スタディによれば、「先進的内部格付手法」を採用する銀行は、例えば米国や我が国の大手銀行が入る G10 諸国の場合、所要自己資本を現行 BIS 規制より 2%少なくすることができるとしている。信用リスクに対する所要自己資本が 13%減少するのに対し、オ

ペレーショナル・リスクに対する所要自己資本が11%増加するからであるという(図表3)。

ただ、QIS3は米国ばかりでなく欧州や我が国の銀行等を含めた国際的な比較であり、米国への影響度を推計したものではない。その点、ある民間コンサルティング会社は、米銀の資産構成は欧州や我が国の銀行とは異なるため、新BIS規制の導入によって受ける影響も異なるはずで、米銀の所要自己資本は現行BIS規制の8%水準よりも10~15%少なくなるのではないかと指摘する⁸。

しかし、米国への影響について定量的に分析したものは少ない。FDICが行った米銀の企業向け与信(商工業向け貸出)に関する影響度調査⁹は、米銀の高格付シンジケートローン債権の保有に必要な所要自己資本を内部格付手法で算出すれば現行BIS規制よりも10~40%少なくなる可能性があると報告しているものの、与信全体やオペレーショナル・リスクを考慮したものではなかった。ニューヨーク州銀行局が州内33行を対象にした影響度調査¹⁰は、信用リスクを標準的手法で算出した所要自己資本は現行より7%減少する一方、オペレーショナル・リスクは12%増加すると報告しているものの、他州米銀への影響度や内部格付手法を利用した場合の影響度までは調査していない。

図表3 新BIS規制の適用による所要自己資本額への影響

	G10						EU						その他		
	グループ1			グループ2			グループ1			グループ2			グループ1&2		
	標準的手法	基礎的IRB	先進的IRB	標準的手法	基礎的IRB	先進的IRB									
企業向け与信	1%	-2%	-4%	-1%	-4%	-	-1%	-5%	-4%	-1%	-5%	-	0%	-1%	-
ソブリン向け与信	0%	2%	1%	0%	0%	-	0%	2%	1%	0%	1%	-	1%	1%	-
銀行向け与信	2%	2%	0%	0%	-1%	-	2%	2%	-1%	1%	-1%	-	2%	1%	-
リテール向け与信	-5%	-9%	-9%	-10%	-17%	-	-5%	-9%	-9%	-7%	-18%	-	-4%	-8%	-
中小企業向け与信	-1%	-2%	-3%	-2%	-4%	-	-2%	-3%	-4%	-2%	-5%	-	-1%	1%	-
証券化資産	1%	0%	0%	0%	-1%	-	1%	0%	0%	0%	-1%	-	0%	1%	-
一般貸倒引当金	-	-1%	-2%	-	-3%	-	-	-2%	-3%	-	-2%	-	-	-2%	-
その他ポートフォリオ	2%	4%	2%	1%	3%	-	2%	3%	4%	-1%	5%	-	3%	5%	-
全信用リスク	0%	-7%	-13%	-11%	-27%	-	-3%	-13%	-15%	-11%	-27%	-	2%	-3%	-
全オペレーショナル・リスク	10%	10%	11%	15%	7%	-	8%	9%	10%	12%	6%	-	11%	7%	-
全体の变化	11%	3%	-2%	3%	-19%	-	6%	-4%	-6%	1%	-20%	-	12%	4%	-

(注) 調査対象は43カ国365行。G10: パーゼル銀行監督委員会メンバー国を含む13カ国(ベルギー・カナダ・フランス・ドイツ・イタリア・日本・ルクセンブルグ・オランダ・スペイン・スウェーデン・スイス・英国・米国)。EU: 上記G10に含まれる欧州国を含めた15カ国。グループ1: Tier1資本が30億ユーロ超の大規模かつ多角化され国際的に活動する銀行群。グループ2: グループ1に該当しない小規模銀行群。IRB: 内部格付手法。

(出所) QIS3資料より野村総合研究所アメリカ作成

その意味では、新BIS規制の適用による米国への影響度がいったいどれほどあるのかを詳細かつ網羅的に分析したものは見られておらず、新BIS規制の適用による米国における

⁸ アメリカン・バンカー紙(2003年5月6日号)

⁹ “Risk-Based Capital Requirements for Commercial Lending: The Impact of Basel II”(2003年4月21日、FDIC)

¹⁰ New York State Banking Department, “Basel II’s New Standardized Approach: Possible Effects of Implementation”

影響度が正確に把握されているわけではないのである。そのため、2003年7月に公表された ANPR は、改めて米国において新 BIS 規制の適用に関する影響度調査を実施する予定であることを記載している。

4. 今後の展望

このように、米国における新 BIS 規制の適用については、規制の複雑さ、競争上の不平等などいくつかの問題点が指摘されている。その背景には、新 BIS 規制が米国の金融システムや米銀経営にどのような影響を及ぼすのかが明確にはわからないという実情があった。その意味では、今後予定されている米国にとっての影響度調査の結果によっては、適用規則の変更やバーゼル銀行監督委員会への意見具申も見られていく可能性も考えられる。

金融規制当局が示した方針のなかで注目すべきなのは、新 BIS 規制の適用対象が一部上位銀行に限られるという方針に、今後、変更があるかどうかであろう。新 BIS 規制は、資産規模の大小にかかわらず全銀行に適用できるよう策定されているが、米国はそのうちの最も先進的な部分だけを一部大手行にのみ適用する方針なのである。各国の規制当局が予想もしなかった限定的な適用方針であるだけに注目を集めよう。

もっとも、FRB がこうした方針を示した背景には、全米銀行のほとんどが自己資本比率10%を超えるという健全ぶりを示すなかで、対象行を拡げあえて規制の実施に大きなコストをかけてみてもあまり意味がないという判断があったことは見逃せない。つまり、米国では銀行業の健全性に問題がないとの判断が基礎にあるのであって、その点、我が国の銀行業が置かれている状況とは全く異なる事情を反映したものであることについては留意が必要であろう。

(飯村 慎一)